

令和2年第2回教育委員会定例会

令和2年第2回教育委員会定例会が令和2年2月21日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|--|
| 1 日 時 | 令和2年2月21日(金) 午前9時30分から |
| 2 場 所 | 健康センター 第2会議室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 坂田 篤 (教育長)
宮川 保之 (教育長職務代理者)
兵頭 扶美枝 (委員)
土屋 佳子 (委員) |
| 5 出席説明者 | 石川 智裕 (教育部長)
長井 満敏 (教育部参事)
細山 克昭 (教育総務課長)
原口 和之 (生涯学習スポーツ課長)
馬場 一平 (統括指導主事)
山本 晋也 (教育総務課副参事)
西山 智 (指導主事)
井上 真登 (指導主事)
藤村 和志 (指導課教職員係長) |
| 6 書 記 | 鈴木 丈洋 (教育総務課庶務係長)
島崎 節子 (教育総務課庶務係) |

令和2年第2回清瀬市教育委員会議事日程

令和2年2月 21 日(金)9時 30 分

健康センター 第2会議室

- 日程 第 1 会議録署名委員の指名(兵頭委員)
- 日程 第 2 教育長報告
- 日程 第 3 教育委員報告
- 日程 第 4 議案第3号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程 第 5 議案第4号 清瀬市立学校事案決定規程について
- 日程 第 6 議案第5号 清瀬市立学校職員出勤簿整理規程について
- 日程 第 7 議案第6号 清瀬市立学校職員服務規程について
- 日程 第 8 報告事項1 第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画(案)について
- 日程 第 9 報告事項2 令和2年度教育委員会定例会等の日程について
- 日程 第10 報告事項3 卒業式・入学式の参列について
- 日程 第11 報告事項4 清瀬市スポーツ推進委員の退任について
- 日程 第12 報告事項5 その他

開会

教育長より開会の宣言

日程第1 会議録署名委員の指名

教育長が会議録署名委員は兵頭委員を指名。

日程第2 教育長報告

○清瀬教育研究会発表会の報告

2年間のアクティブラーニングの研究成果の発表であったが、研究の色合いよりも実践報告・発表に終始した印象を受けた。研究会の改善を図る必要があると感じた。次年度以降のあり方について研究会の委員長から説明を受けたいと考えている。

○東京都教育庁の表彰について

表彰対象者は第七小学校の須山主任養護教諭。市内の共有財産としてがん教育に充実を図りたい。

○オリンピック機運醸成事業について

教育長報告に詳細。新体操の街清瀬、藤島新体操クラブからは数多くのオリンピックを輩出している。新体操フェアリージャパン公開練習を下宿体育館で実施。

○成人式典と清瀬若手社会教育委員(通称ヤングCSE)について。結果未来の清瀬のリーダーを育てることに。

(坂田教育長)

次に日程第3 教育委員報告。私の報告へのご意見ともに活動報告をお願いします。

日程第3 教育委員報告

(兵頭委員)

○2月17日 命の教育フォーラムに参加

有村先生の講演内容は高度であったが中学生に良いヒントとなったと思う。小学校の児童会へ参加の呼びかけも良いのではないか。これからの中学校生活の期待など、児童会をやっている子供たちは生徒会にも関心があると思う。中学校で活躍をしている生徒会の生徒などが卒業した後、地域に関わっていく方法はないか。学校支援本部やサタデースクールなどの活躍する場があるのでは。補習や、クラブ活動の協力、何かしらそのような具体的な形になりやすいのではと思った。

(坂田教育長)

清瀬市教育研究会の研究会長に、改善の方向性と取り組み、研究会のあり方について議

論したいと思うのですがご意見はどうでしょうか。

(兵頭委員)

実践報告に留まったとのご報告でしたが、指導法の工夫をお互いに学び合う等を目指しているイメージがあります。特に小学校では専門の教科のところに行っていないこともあります。学校内で部会に行く人がいない場合、代表で行くことになることもあります。その研究会の場で学ぶ、そのような意味合いが小学校では強いと思います。中学校は教科の専門性で教えていますが、小学校の場合はいろいろな教科、例えば校内研で取り組んでいる教科に所属してみようという時もあると思います。実践報告的なことが各教科から2年間の研究成果として出てきたと言うのであれば、ある程度の価値があるのではと思いました。

(坂田教育長)

指導課に伺います。研究会のことについて、今後の改善の予定等がありますか。

(長井教育部参事)

来年度より基本的に小学校、中学校を分けた活動をしていく案があります。小学校については、発表のサイクルを3回にいたします。舞台発表、市場発表、授業発表のサイクルで検討をさせていただきます。

(坂田教育長)

小学校、中学校を別にしてしまうのは残念ではないですか。理念としては後退ではないでしょうか。その辺の議論はあったのでしょうか。

(長井教育部参事)

教員に対するアンケートなどで検討してきたようです。

(坂田教育長)

教育研究会は非常に重要だと思っています。その重要な役割が果たされているのか疑問です。では次に土屋委員お願いいたします。

(土屋委員)

本務が多忙で教育委員会訪問等の参加ができず申し訳ありません。よって、特にございません。

(坂田教育長)

小学校保護者等に向けての土屋委員の講演会が予定されていると把握しております。また

ご報告等お願いいたします。宮川職務代理者お願いします。

(宮川職務代理者)

報告は特段ないのですが。現在、他の自治体でいじめ問題の専門家会議座長、また大きな会議のメンバー等を受任しております。清瀬市の参考にもなり、教育委員の皆様とも議論していく必要があると思います。共通の事項は何か、それに対して今後どのように進めようとしているか等お話しさせていただきます。

まず1つはいじめの件数についてです。自治体によって認知件数の多い所と、少ない所との差が大きいということが見えてきます。現段階でのデータ発表はしていませんが、大きな差が出ていることを分析的に見ていく必要があると思います。

清瀬の場合の前年比、数の増減はどうなのでしょう。不登校についての1月の報告では、両指導主事が足しげく学校に出向かれて、より精度の高い統計につなげるように、取り組みをしていることは素晴らしいことだと思っています。今まで暗数(隠れていた数字)だったものをきちんと見ているとのことでした。いじめは望ましくはないが、認知件数が増加、結果的に数が多くなった事は、見過ごしていたものが見えてきたというか、対応能力というか、取り組みの姿勢が学校の中で形成されてきているのではないのでしょうか。教育委員会としては学校の取り組みを応援していかなければならないでしょう。

ある自治体では昨年の末に、小学生中学生合同によるいじめフォーラムを実施されました。すごい取り組みだと思いましたが、学校にどの様に反映しているのかと考えました。

清瀬における赤ちゃんの力プロジェクトですが、ある意味では俗に言われている携帯端末に子守をさせている、そのような指摘も少しは改善というか、市民の皆さんと一緒に考えていきましょうと訴えていく、プロジェクトの実施、効果性をさらに検討する機会になると考えます。清瀬市のファミリーeルールの進捗状況や効果、成果をきちんと見ていかなければならないと考えます。

コロナウイルス対策について、私の職場でも1月末時点で学生への啓発を決定し、2月6日頃にはポスターを作り、マスクより先に手洗いの励行をと、予想されることについてきちんと対応していくことを準備していました。清瀬市が市全体で取り組んでいる事をとても大事だと思っています。

研究会については教員のアンケートで検討を進めているとの事でしたが、これまでも様々な課題について校長会あるいは校長会の代表者と検討してきている経緯があります。校長先生が自分の意思、責任において決定して実施することが大事でしょう。何かより良い方向を作り出していくとするならば、教員のアンケートをとって、様々な観点から問題を整理していくことも良いが、安易な経営改善に繋がるのではないかと疑問です。研究会についての教育長の疑念もよく理解できます。担当の校長先生との検討会、話し合いは試みても良いと思います。研究の視点、観点について議論する中で、校長先生がいろいろな流れに流されて中身を決めていくのではなく、経営者として主体的に取り組み、共同していく必要があると思います。関連して

体験発表的な研究会だったとの事ですが、私の若い頃、全国の大会で2度ほど発表した時、自らの経験に基づいた内容になってしまう、それを理論付けてくれる人がいると良いと思いました。その辺りをどのように仕組んでいくかが大事と思いました。

(坂田教育長)

清瀬のいじめの件数の増減の方向などは、統括指導主事、どのようになっていますか。

(馬場統括指導主事)

昨年度の今の同時期とあまり変わらない状況です。

(坂田教育長)

先ほど命の教育フォーラムのところに、小学生の児童会の子供たちを入れたらどうかと兵頭委員からの提案がありましたが、教育部参事、その可能性はどうでしょうか。

(長井教育部参事)

可能性としてはあるかと思いますが、学校発表ローテーションは昨年度が第七小学校、今年度が第八小学校、その後に中学生生徒会と定着をしつつあります。それを維持しながらご提案を検討したいと思います。

(坂田教育長)

中学生が共同して社会に働きかけをする様なメッセージを今後期待できますか。

(長井教育部参事)

今回5校の生徒たちが今関校長の指導のもと、ホワイトボードを使った形で協議をしたのですが、若干時間が少なく発表をしたところで終わってしまいました。もう少し時間的な余裕があれば、もう1歩進めて全体への提案とする事も出来るのではと考えています。

(坂田教育長)

次年度へ改善を期待して良いのですね。各委員の皆様からご意見などいただければと思います。

(宮川職務代理者)

兵頭委員のお考えなどもお聞かせいただきたいと思うのですが、今回のいじめ問題と色々な情報集めている中で例えとしてあった児童会活動や中学校の生徒会活動が、変化してきているのではないかと感じています。過去においては生徒会の代表等のクラスの代表がいじめの対象になったりした時代もありました。名称だけの問題かもしれませんが、各学校における

委員会活動が、例えば生活委員会、風紀委員会等が民主的な社会を形成する体系的な活動となっている。いろいろ調べてみると風紀委員会と言うのは与野東中学校しか見つけられませんでした。生活委員会が本来取り組んできたことが後退し、本来の委員会活動いわゆる子供たちの問題解決能力の脆弱化、そのようなことが起きているのではないかと思っているのですが、言い過ぎでしょうか。

(兵頭委員)

私は委員会活動が後退をしている印象はありません。なり手が無い時代もありましたが、実際には価値のある活動だと周りに認められていれば、どちらかといえば率先して代表委員をやりたいなど、そのような子供たちが意外と多いのではないかと思います。また問題解決というのは、核となるのは児童会や生徒会だったりします。自分たちで出した課題をどのような取り組みをしようとか、何でも話せるような雰囲気を作りましょうとか、あいさつ運動をしようとか、そのような取り組みを大きく全校展開できるのが委員会などです。そのような発表の場もありますし、各委員会、委員長なども年度始め年度末なども自分たちのやっていきたいことをアピールしたり、活動報告をしたり、後退している印象はあまりないです。

(宮川職務代理者)

いじめ問題や特別活動がより良い人間関係づくり、子供たちの発想力を生かす環境など本当に十分に出来ているのか疑問に思っていました。先生たちを忙しくしてしまいますので言い過ぎてはいけないうのですけれども、あいさつ運動とかチャイム着席とかも大事なのですが、もっと自分たちの人間関係づくりのために何をやったらいいのか、もう少し議論しても良いと思ったものですから。

(坂田教育長)

市民性、社会性を育てることに繋がっていくと思いますので、土屋委員いかがでしょうか。

(土屋委員)

若者政策に詳しい研究者の講演を聞く機会がありまして、北欧の研究をされているのですが、若手のリーダーが育っていく理由として、小さい頃から教育に人権感覚やいろいろなものが組み入れられている。学校内学校外の活動がしっかりあった上で、子供たちが小さい時から問題解決を図るような活動をしている。その中でリーダーが育っているという話を聞きました。日本でそれをやっていくことには課題がありますが、市の中でテーマを決めて、小学生位から対話を通じて社会性を育てていくなどの、何か仕組みがあっても良いと実際には思います。ものが言いたくても言えない、空気を読みすぎてしまうことが子供・若者の間に蔓延しているとの指摘もありますので、子供の頃から培わないと難しいと感じているところです。

2点目はいじめのお話ですが、私が他の自治体でスーパーバイズする中で、クラスの中で

いじめみたいなことが起きた時、事情の聞き取りとその後のケアが行われないと、それが二次的な被害となり得、不信感も生まれ登校が出来なくなることもある様です。初期対応が違っていれば、この様にならなかったのではと思うケースを見えています。大変かもしれませんが、気づいた時にどのような対応するのか、子供たちへどのようにケアをしていくのか、先生方が学べる機会がないと、なかなか厳しいと思います。子供同士の心もちろん大切ですが、教員の対応力を高める必要があると感じます。

(坂田教育長)

教員の初期対応への力、対応力ですね。子供たちの議論をして課題を解決する場の提供などが重要ではないか。

提案させていただいたヤングCSEの会議の活用を含めご意見はどうでしょうか。

(土屋委員)

みんなで話し合える場をつくるということは力になると思います。私は賛成です。

(坂田教育長)

社会教育委員の会議を所管している課として、生涯学習スポーツ課長いかがでしょう

(原口生涯学習スポーツ課長)

社会教育委員の会議の中でも教育長よりお話をいただいておりますが、生徒会の役割、せっかくここまで経験してきている生徒達の活躍の場としてのお話だと思いましたが、実現については実際に行ってみないことには効果は測れないと考えております。

(土屋委員)

先ほどもお話しさせていただいたのですが、学校内、学校外の両方に活動があること、学校から離れたネットワークがあると良いと考えています。

(坂田教育長)

ヤングCSEの会議はぜひ実現に向けて前向きに、またご提案申し上げた教育研究会のあり方については別途議論する場を設けたいと思っています。

命のフォーラムについては次年度一層の改善を図ることのご意見が出ていましたので検討よろしく願いいたします。

(宮川職務代理者)

土屋委員からお話のあった北欧における若手リーダーの育成、育てるような環境があるとの事でした。実はそのような国はいじめも解消しているのですよね。日本が大正時代から作って

きた、子供たちの人間関係づくりの取組、それから発展した生徒会活動を始めとする特別活動。良さもあるけれども課題もあり、そこはやはり少し弱くなっているのではないかと感じています。統括指導主事からも意見をお聞きしたいです。ご提案のヤングCSE、私はぜひ取組で良いと思います。学校を越えた中で協働していくような経験者は、今それなりの生き方をしています。学校だけの中で止まらず、市内で関係を深めていくようなことが出来たら良いと考えます。

(坂田教育長)

ヤングCSEについてはぜひ大学生なども参加してもらいたいですね。多世代の若手が交流しながら学び合う、高校生とか大学生などの多様な年齢層の方に議論をしていく場というのが理想になっています。

統括指導主事、特別活動の力が落ちているのではないかとのご意見について。私見で結構です。

(馬場統括指導主事)

先ほど兵頭委員からのお話もあった通り活動が窄まっている印象は受けてないです。本市で考えれば、命の教育フォーラムの発表に向けて年に数回集まり議論をしています。今関校長先生が今年度研究したファシリテーションの様式を取りながら、生徒会にも応用しており、生徒会の役員の生徒が非常に活発に議論をしている姿を見たのですが、受け身になっている生徒もいませんでしたし、頑張っているのが私の印象です。小学校は児童会活動、委員会活動も活発で後退している印象は受けてないです。

(坂田教育長)

私も意見をひとつ。子供たちはよくやっていると思うのですが、大変厳しい言い方をすれば教師が作っている枠組みを飛び出していくことが必要なんじゃないかと思います。先生が示した方向よりも、自分たちが考えた方が良いと言えるような指導が行えるかどうかが生徒会活動の本質だと思っています。そこはまだまだ十分ではない部分です。与えられた環境の中で一生懸命やるこれはとても高い評価をしています。ただもう1歩、枠組みを飛び出すような指導が必要なのかなと思います。西山指導主事どうでしょうか。

(西山指導主事)

小学校はある程度の枠組の中で経験させて子供たちの素地を養っていると考えます。

中学校ではそこから変化が見られています。以前学校に伺った際、強風で校庭の砂が下駄箱のところに入ってきていました。生活委員会の生徒を中心に、自主的に砂の掃き出しを行っていました。それは教師が指導や依頼するのではなく、気がついた生徒がはじめ、それに共感して複数名の生徒が自主的に行ったことでした。それに気づいた教師がその行動に価値付ける場面を目撃したことがあります。薄紙を重ねていったものが中学段階で、子供たちの主体

として現れてきたと考えています。

第四中学校の河川清掃についても、生徒会の会長と副会長が興味・関心を持って校長へ提案をして始まった事と聞いています。SDGs に繋げたのも、子供たちのアンテナが高い証拠ですので、子供たちの内活的な動機で始まっていることが増えている印象です。

(宮川職務代理者)

今の2つの事例などはまさしく評価すべきことです。学校訪問をして教室を見たときに、それがやはり子供たちの出てきたような事例のような、そのようなことが本当になっているところがあれば嬉しいですね。子供たちの問題意識を自分たちで解決していく、そのようなことを、考えられて特別活動を作られてきているはずですが、どうも学校により差があると感じています。その差がある状況の中いじめが起きた時は説明が出来ないと思います。これだけやっているのですよ、これだけやっても人間社会の中では、起こり得るのです。それがあるはずですよ、社会って。そこも考えてみたいと思います。

先ほど教育長がお話しされたヤングCSEに大学生の参加ということについて、私が推薦した学生が新座市の総合計画の委員になっています。学生の参加は1名のみですが、その方に会って感想を聞くと、とても楽しい。他の自治体の公務員になるつもりだったが、ここで仕事が出来たいと思いましたと話していました。そうやって自分の経験したこと、考えたことを活かす、そのことがリーダーを育てていく、若いリーダーを育てていくことになるのではないのでしょうか。このような取り組みの中に協力者のような役を置くのは良いアイデアと思います。

(坂田教育長)

本日はとても建設的な意見をいただいています。具体的に何をどうしていくのかを言及していますので、ぜひ担当においては今の話を咀嚼していただいて、次年度または次年度以降の施策に反映していただきたいと考えます。

教育部長、会議の冒頭に私からコロナの対応について説明をいたしました。現在の状況について報告をお願いします。

(石川教育部長)

昨日の会議では自主事業について積極的に中止の検討を投げかけました。具体的には不特定多数、100名規模、室内、飲食の状況がある等についてといたしました。なかなか現場の理解にも相違があり、全市的な動きについては、健康推進担当部長、子ども家庭部長とも協議したところです。具体的には清瀬市医師会との調整後となりました。

生涯学習スポーツ課、図書館、郷土博物館では、それぞれが3月中にイベントや企画がありますので、できる限り速やかに対応が出来る様にと考えております。

(坂田教育長)

私はリスクを最小限にして環境を整えることが行政の責任だと思っています。やはりリスクがあるとすればこれを最小限に留めていく。今回の通知について、私は基本的には自分の中ではストンと落ちていますし大賛成です。東京都からも清瀬は非常に対応が早いと評価を受けています。何か動きがあったとしても私は胸を張り市民の命を守るための措置だと言うことが出来ると思っています。

日程第4議案第3号、清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、教育部参事からお願いします。

日程第4 議案第3号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

(長井教育部参事)

日程第4議案第3号、清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。提案の理由ですが東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正により、栄養教諭の上位職、主任栄養教諭及び主幹教諭(栄養)を置くことが明文化されたため、当規則を一部改正し栄養教諭の上位職の設置について定める必要があるため、この議案を提出するものです。

学校教育における食に関する課題多様化複雑化に伴い、児童生徒の栄養指導、管理を司る栄養教諭の果たす役割は年々大きくなっています。特に公立学校の食育リーダーへの支援については、東京都全域における食育推進改善を充実していく上で重要な職務となっています。このような背景から、東京都教育委員会は栄養士教諭の上位職として主任栄養教諭及び主幹教諭(栄養)設置し、東京都立学校の管理運営に関する規則を一部改正することが示されました。このことを受けて本市でも主任栄養教諭及び主幹教諭を学校に設置することが出来るよう、清瀬市立学校の管理運営に関する規則を一部改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。規則第9条第6項を加え、学校の実情に照らし必要があると認められたときは、主幹教諭を置くことが出来ることとします。また同規則 10 条第3項を加え特に高度な知識または経験を必要とする栄養教諭の職として主任栄養教諭を置くことが出来るとしています。その他、規則第9条の文言修正等を行います。改正の施行日は令和2年4月1日としております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(坂田教育長)

ご意見ご質問はございませんか。栄養教諭は清瀬市内には何人いますか。

(長井教育部参事)

今は1名です。

(宮川職務代理者)

埼玉県やさいたま市の教員採用試験を見ていると、積極的に進めていると感じています。東京都の栄養教諭の配置についての姿勢など関心事として知りたいのですがどの様な状況でしょうか。

(坂田教育長)

長井参事、もしも東京都のスタンス等の情報があればお願いします。

(長井教育部参事)

毎年、栄養士から栄養教諭へ職を変える募集・要請がありますが、積極的に手を挙げる方が少ない背景があるようです。実際の配置は各市に何人かという状況です。本市においては1名配置されたというところでは。

(宮川職務代理者)

栄養教諭の充足が進まない背景について、時間があるときに教えていただければと思います。想像ですが、法的な置くことが出来る規定だからでしょうか。あるいは教員定数の中で、少人数指導方向で教員の充足をしたい期待感が学校現場、教育委員会の中にもあるのでしょうか。または教職員との共同により、栄養指導、食育を進める上では栄養教諭ではなくても栄養士としての立場でも充分である認識の問題なのでしょうか。何か機会があれば教えてください。

(坂田教育長)

日程第4議案第3号につきましては承認いただけますでしょうか。(全員承認)

続きまして日程第5議案第4号、清瀬市立学校事案決定規程について、日程第6議案第5号、清瀬市立学校職員出勤簿整理規程について、日程第7議案第6号、清瀬市立学校職員服務規程については、清瀬市教育委員会会議規則第11条2項に基づきまして一括議題とさせていただきます。では教育部参事から説明をお願いします。

日程第5 議案第4号 清瀬市立学校事案決定規程について

日程第6 議案第5号 清瀬市立学校職員出勤簿整理規程について

日程第7 議案第6号 清瀬市立学校職員服務規程について

(長井教育部参事)

議案第4号から議案第6号まで説明させていただきます。資料2から4をご覧ください。地方公務員法の改正により令和2年4月1日から会計年度任用職員が導入されることに伴い、これまで任用してきた非常勤教職員、非常勤講師が会計年度任用職員に移行するため、規定等

の当該箇所を改正する必要があるためこの案を提出するものです。

清瀬市立学校事案規程につきましては、資料2、2枚目の新旧対照表の方をご覧ください。嘱託職員、臨時職員、非常勤講師をまとめて会計年度任用職員に改正をいたします。また清瀬市立学校事案規定実施細目の中の、嘱託職員、非常勤講師をまとめて会計年度任用職員に改正をいたします。この事に伴い表番号にずれが生じますので、合わせて番号も改正をいたします。

続いて清瀬市立学校職員出勤簿整理規程及び服務規程につきましては、それぞれ別表をご覧ください。第1条において規定の対象となる学校職員を常勤職員、地方公務員法第28条の第1項に規定する、短時間勤務の職を占める職員（再任用短期職員）、同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員及び時間講師としております。このうち地方公務員法第17条の規定に基づき任用される非常勤の教職員と時間講師は、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づき、任用される会計年度任用職員となりますので該当する箇所を改正いたします。改正の施行日は令和2年4月1日としております。

（坂田教育長）

第4号から第6号ですね。改正の理由は会計年度任用職員制度が始まることでの文言整理となります。ご意見ご質問等ございませんか。

（宮川職務代理者）

わからないので教えていただきたいのですが、これは労働基準法関係がベースになって、会計年度任用職員という制度が起きたとの理解ですが、労基法では採用について条件がついてくることがあったので、そこを整理したものなので、この度のことで働き手も採用側も良い制度になるのでしょうか。

（石川教育部部長）

地公法により雇用期間が半年間となっています。または嘱託職員という非常勤特別職の扱いの制度が常態化されていました。ここで1年契約ではありますが複数年間の雇用が可能となりました。1番大きい変化としては期末手当等の支給ができるようになります。お互いにとっても使い易いものになり、実態に則した形に追いついてきたと理解をしています。

（土屋委員）

清瀬市の非常勤職員のうち教職員は何名ぐらいいますか。

（藤村指導課教職員係長）

正確な人数はお答えできませんが24名ほどと思われます。

(坂田教育長)

説明と質疑が終わりましたので決を取りたいと思います。日程第5から日程第7まで議案第4号から第6号までご承認いただけますでしょうか。(全員承認)

次に日程第8報告事項1、第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画(案)について、教育総務課長からお願いします。

日程第8 報告事項1 第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画(案)について

(細山教育総務課長)

以前に行われました、教育委員会定例会でご報告させていただきましたマスタープラン実行計画に、教育委員会からのご意見及び先般行われました予算に関する議会決議を受け、修正点、変更点を加えております。また第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画における、事務点検評価の流れと、マスタープラン実行計画作成、承認に関わる流れを図式化した資料をお示ししております。

(坂田教育長)

マスタープラン実行計画の赤字の部分について担当課からの説明は必要ありませんか。教育総務課長。

(細山教育総務課長)

内容や数字を実績ベースに直した箇所、施策に係る箇所が赤字となっています。教育総務課分を具体的に申し上げますと、13ページの体育館の空調整備につきましては、今年度実施予定し重点事業として取り組みます。中学校は補正予算の関係もございまして記載が出来ませんでしたが、こちらは令和2年度に自主設計を小中学校いずれも行う予定です。併せて中学校は工事を行う予定でございます。

令和3年度には小学校の学校体育館全校工事を予定しております。

同ページの適正規模適正配置についてですが、本会議にて前回の会議録を見ていただくこととなりますが、3月で基本方針が固まり、それに向けた実行計画についての検討を令和2年度から4年度に向けて記載しております。以上です。

(坂田教育長)

質疑は後で予定しますが、先に各課より説明を要する部分を、生涯学習スポーツ課長からは何か変更点等あればご説明をお願いします。

(原口生涯学習スポーツ課長)

大きな変更はありません。

(石川教育部長兼郷土博物館長)

削除した部分について説明いたします。4ページです。理由としましては予算の配当がなく、博物館の意思ではないことをご理解いただきたいと思います。また、エレベーター工事、夏祭り等の部分を修正致しました。

(坂田教育長)

改めて質問をお受けしたいと思います。

(兵頭委員)

基本的な計画の予算が内示され認められた内容には大きな変更がないとわかりました。

(土屋委員)

11 ページの指導課・教育総務課、医療機関との連携となっているところですが、医療と福祉の連携支援体制であれば理解できるのですが、医療機関と限定しています。医療に繋がれば良いとの意味合いにも取れるのですが、いかがでしょうか。

(坂田教育長)

教育総務課長から説明できますか。

(細山教育総務課長)

ご指摘の通りです、持ち帰り誤植等の確認も合わせて行います。

(坂田教育長)

私からの説明も補足させていただきます。数年前より多摩北部医療センターと「教育と医療との連携協議会」を開いております。不登校の背景に起立性障害があったり、睡眠障害があったり、医療的ケアをしなければならない、医療が必要な子供たちがいます。そのようなケースの場合に多摩北部医療センターと教育委員会との連携をしながら対応するものです。限定しているわけではありません。

(土屋委員)

目的はわかりました。医療機関と言う表現ですと限定された印象を持ちます。それならば市民の目から見ることも考えて工夫いただいてもと思います。

(坂田教育長)

担当課において内容を確認しておきます。では宮川職務代理。

(宮川職務代理者)

赤字の入っている9ページ、他にもあるのでしょうかけれども、例えば特色ある学校づくり、この予算はどうなっているのでしょうか。他にも予算がつかなかった部分はどのようにしていくのか。

市の方針、予算状況とも合わせていろいろ手直しするのは分かるのですが、計画を立てるときにトップにもご確認いただいているところですよ。財政的に予算をつけられない根拠が出てきた時にも計画を履行する方向で進めていくのが前提だと思います。その点について行政側との調整、話し合い等はどのように進んできているのかなとちょっと思います。

(坂田教育長)

今回の予算の内容で特色ある学校づくりについて、教育部参事どうでしょうか。

(長井教育部参事)

特色ある学校づくりにつきましては、当初要望はしていた予算から若干ですけれども増額できています。紆余曲折がありまして、最初の査定では見直しを図られて、復活要求で特色についての趣旨を説明し、内容の理解を得て要求額よりも若干多くなりました。

(宮川職務代理者)

復活しなかったのかと思いました。

(長井教育部参事)

放課後補習については要求を行いましたが見直し対象となり、結果予算がつきませんでした。実行計画から削除をいたします。今後は学校支援本部等と連携しながら新たな放課後学習教室等を検討していく予定です。

(坂田教育長)

予算のことですが現段階では議会の承認を得ておりません。引き続き行う3月の予算委員会があります。ご理解をお願いいたします。

事務局の方々は分かってないといけない事です。例えば9ページ方向性7。ページの1番上を書いてある姿、四角囲いに書かれている姿を目指して、下段にある事業を実施していると意識してもらいたい。この姿を具現化するための主な事業が関連する事務事業。その本当に達成したかどうかを計るのが指標というもの。この関連付け、構造的に理解をしていないと何のためにこの事業をやっているのか意識なくなってしまう。これが重要なことだと思います。このような実行計画が形骸化するかしらないかの分岐点です。構造的に理解しながら事業を進めているかどうか。ぜひとも事務局の方々、そのような意識を強く持っていただいて関連する事務事業は少なくともこの方向性のある四角囲いの姿、姿を端的に表しているのが方向性です、こ

のページであれば確かな学力の育成。この方向性が固まると、上位の理念となります。ぜひ理解をしながら事務事業を進めていただきたいと思います。

点検評価とマスタープランの実行計画が密接につながっていることを委員の方々にご理解いただくため、このような形で表しております。左側ページの7月17日、ここを新たに加えています。教育委員の皆様方に二次評価の結果を報告し、理解していただいてもう一度二次評価に戻していく流れをつくります。教育委員の皆様方の意見を聞きながら点検評価を行う意思の表れです。ぜひご理解をお願いいたします。

(宮川職務代理者)

望ましいあり方だと思います。今までは教育委員会で評価の結果を見せていただいて、何か議論してもどこに反映していくのか見えなかったのが良いと思います。

(坂田教育長)

よろしいでしょうか。(委員より意見なし)

それでは報告第1これをもって終了いたします。日程第9報告第2、令和2年度教育委員会定例会等の日程について教育総務課長よりお願いします。

日程第9 報告第2 令和2年度教育委員会定例会等の日程について

(細山教育総務課長)

令和2年度教育委員会定例会等の日程についてご説明申し上げます。定例会は毎月開催の予定となっております。全員協議会は年6回。そのうち定例会と別日となる単独開催は、7月10月の2回となっております。この他5月と1月に総合教育会議、11月には市長への予算要望の懇談会となっております。なお記載の内容は現時点の内容であり、今後変更追加がありますことを予めご了承願います。また日程の確認等よろしく願いいたします。

(坂田教育長)

できれば優先的にこの日程をお作りいただければと思います。定例会でご検討いただいた教育委員会訪問の形がパターンAとパターンBとなります。パターンAは教育総務課マターで、教育委員が学校経営に関する事で訪問します。パターンBは指導課マターで、学習指導に特化した形での訪問となります。この日程について、事務局把握はしてありますか。

(西山指導主事)

ご報告申し上げます。学校の希望を取りまして日程を出しております。

(坂田教育長)

何かご質問等ありませんか、宮川職務代理者。

(宮川職務代理者)

今年もやりましたが教育委員揃っての研究の会、教科書採択準備の日程など予定を組んでいただきたいとだと思います。

(坂田教育長)

この日程案はありますか。統括指導主事。

(馬場統括指導主事)

各学校、新補転補管理職等のこともありますので、新年度4月に入ってなるべく早い時期に予定を立て直してご説明させていただければと思います。

(坂田教育長)

年度内に日程調整は難しいでしょうか。

(馬場統括指導主事)

担当となる教科ごとの先生方が教科部会の個人的なスケジュールを加味していくこととなりますので、3月は難しいと思います。

(坂田教育長)

委員の皆様は非常に多忙でいらっしゃいます。スケジュールは6ヶ月前くらいには、ぜひスケジュールリングの方よろしくをお願いします。

続きまして日程第10 報告事項3、卒業式・入学式の参列について、教育総務課長からお願いします。

日程第10 報告事項3 卒業式・入学式の参列について

(細山教育総務課長)

資料7をご覧ください。各委員のご参列に関しまして、表の通り事務局で割り振らせていただいております。ご確認方よろしくお願いいいたします。なおご都合がつかない場合は恐れ入りますが事務局までお申し出下さいますようお願いいたします。次に入学式でございます。同資料裏面をご覧ください。こちらにつきましても併せてご確認をよろしくお願いいいたします。

(坂田教育長)

ご都合の調整については事務局までご連絡お願いいいたします。

日程第 11 報告事項4、清瀬市スポーツ推進委員の退任について生涯学習スポーツ課長。

日程第 11 報告事項4 清瀬市スポーツ推進委員の退任について

(原口生涯学習スポーツ課長)

清瀬市スポーツ推進委員の退任についてご説明いたします。資料8をご覧ください。昨年 12 月の教育委員会定例会におきまして、新任のスポーツ推進委員の承認を3名いただいたところです。その中の方のうち1名の方が、今回ご辞退の申し出がございました。生涯学習スポーツ課としましても留意をお願いしたところですが、一身上の都合、理由につきましては個人の情報でございますので控えさせていただきます。現在スポーツ推進委員の方は 13 名、以上ご報告申し上げます。

(坂田教育長)

ご質問ご意見等ございませんか、よろしいでしょうか。(委員より質問意見なし)
生涯学習スポーツ課長、後の補充をしていただく必要はあるのでしょうか。

(原口生涯学習スポーツ課長)

事業については現在 13 名で進めていただきながら状況を見て補充を検討していきたいと思えます。

(坂田教育長)

日程第 12 報告事項5その他でございますが、教育総務課長が別件で退席しなければならなくなりました。事務局から説明をいただけますか。

日程第 12 報告事項5 その他

(鈴木教育総務課庶務係長)

教育総務課長にかわりましてその他についてご報告させていただきます。次回定例会までの日程につきましては書面の通りでございます。1点追加として第4回清瀬市立学校適正規模適正配置に関する基本方針検討委員会会議録を机上配布させていただいております。3月9日(月)4時30分より第5回目の検討委員会を行います。場所は清瀬けやきホール会議室となります。その他については今後の日程の通りでございます。

(坂田教育長)

3月25日は卒業式、午後に定例教育委員会を行うという事ですね。スケジューリングこちらでもよろしく願います。ご意見ご質問ございますか。(質問意見なし)

取り越し苦労と思いますが、コロナウィルスの件で卒業式もやはり対応を考える必要があると思っています。市内に罹患者が出るなどのケースになった際には、学校行事ですと基本的には校長判断となりますが、市としての判断も必要となると思っています。事務局だけでなく、教育委員の皆様方にもご意見を頂戴しながら、適正に対応していきたいと思っています。現在のところ対応等の概要も話が出ていないところです、また事務局の中で必要に応じて話し合いを持ち情報提供いたします。

(長井教育部参事)

現段階では例年通りの予定しておりますが、今後の状況を見ながら対応をしてまいります。

(坂田教育長)

人への感染力がとても強いウィルスだとの発表です。ある自治体では 37 度5分の熱があった場合には強制的に休むなどの対処をしているようです。子供たちも 37 度5分以上の熱が出たら、出席停止の扱いができないものかと事務局での話し合いが必要ですが、強制的に休みなさいとする事は出来ないものでしょうか。

(長井教育部参事)

その辺を十分に精通している訳ではありませんが発熱だけでというのは難しいかと思っています。インフルエンザ等の例にとりますと医師の判断、診断があつて、出席停止の扱いとしています。仮に 37 度5分の熱があつて学校に来ないと言うのは、あくまでも保護者が登校を自粛する形と思っています。学校としては状況の判断を保護者に呼びかけていくのが精一杯なのはと考えます。

(坂田教育長)

私の考えですが、そのような対応が感染を拡大していくのではないかと。危機管理対応に関して終息後に問われることが予測されます。リスクは最大限に排除していく、事務局内でよく話し合ってみたいと思います。

全体を通して何かありますか。職務代理者どうぞ。

(宮川職務代理者)

清瀬市立学校における適正規模・適正配置の検討委員会でクラスサイズ(学級規模)の検討をしていますが、一般の方から意見などは寄せられていますか。

(坂田教育長)

学級規模の事について検討委員会の場で意見等が出ているのでしょうか。副参事。

(山本教育総務課副参事)

ご意見については意見交換会で出ています。理想は少人数で目の届く範囲で出来るような規模、理想はあるものの教員の配置がきちんと対応が可能なのか、国や東京都の基準で小学校1・2年生の35名というのがありますが、それを下回る基準でやるには教員の配置に市財を投入しなければならない、果たして実現が可能なのかという意見もありました。

(宮川職務代理者)

寄せられた意見に対して慎重に対応しなければいけないと思います。何故かと言うと、そこに議論が流れた時に国制度とバッティングすることなどについて、清瀬は独自予算でやるのですねとなった時、どうなるのですかね。

(坂田教育長)

私個人的に見解を述べますと、実際の財政力というものは基本になります。教育活動に市財を投入してまでやるのかどうか。現実問題として難しいところは清瀬市の財政状況です。ぜひこれは話し合わなければならない。ただ検討委員会の会議録の中に一石を投じる意味で明記をしておきたいとあります。検討委員会からそのような内容で提出され、教育委員会は検討委員会見解として受けたいと思っています。兵頭委員どうぞ。

(兵頭委員)

今、都の基準で1・2年生は35人学級、3年からは40人学級です。実際、比較的な緩やかな人数から、3年生になり大人数になるため教員・子供にとっても苦勞することもあります。高学年まで1・2年生と同様の人数で出来ることが望ましいと思います。しかし都として3年生以降の具体的なところが出てないのに、検討委員会がそれを下回る学級規模の人数を書いしまうと、清瀬市財政で補って実現してほしいとの意見が当然市民としては出るのかなと思います。

(坂田教育長)

財務省は教員の定数を増やす意識は無いのかもしれませんが。欧米型の教育のような外部の人間の力を借りて、教員の仕事を分業化していく方向性のように思われます。実は問題も多く含んでいると思っています。欲を言えば定数を増やし、その上で様々な人間とのネットワークを作っていくこと、私は個人的に思っています。

全員協議会は午後の総合教育会議のためにお話ができればと思います。

ただ今をもちまして第2回定例教育委員会を終了させていただきます

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午前11時10分

令和 2年 2月 21日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂 田 篤

委員 兵頭 扶美枝